

15. 児童福祉法施行規則の一部を改正 する省令等について

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正内容

(1) 児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業

児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業は、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業のほか、次の事業に相当するものとすること。

- ① 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー、訪問型一時保育、病後児保育）
- ② 家庭訪問支援事業
- ③ 家庭的保育事業（保育ママ）
- ④ 一時保育事業
- ⑤ 特定保育事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ つどいの広場事業
- ⑧ 地域子育て支援センター事業

（注1）上記のほか、文部科学省との共同省令により、①幼稚園預かり保育、②幼稚園における相談・情報提供事業を子育て支援事業に位置付けることとする。

(2) 保育計画を作成する市町村及び都道府県の要件等

- ① 市町村保育計画を作成する市町村（特定市町村）の要件は、前年度4月1日において待機児童数が50人以上あることとすること（計画期間中の市町村を含む。）。
- ② 都道府県保育計画を作成する都道府県（特定都道府県）の要件は、前年度4月1日において特定市町村となるべき市町村があることとすること（計画期間中の都道府県を含む。）。
- ③ 特定市町村及び特定都道府県は、保育所保育のほか、家庭的保育事業（保育ママ）、幼稚園預かり保育（注2）、自治体単独施策から必要な供給計画を作成するものとすること。

（注2）幼稚園預かり保育については、文部科学省との共同省令により、保育計画作成の対象に位置付けることとする。

(3) その他

子育て支援事業者が事業に関し市町村長に届け出る事項を定める等所要の規定の整備を行うこと。

2 公布日

平成15年8月22日

3 施行日

平成17年4月1日

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次

第一章～第二章（略）	第一章～第三章（略）
第四章 雜則（第四十条～第五十条の三）	第四章 削除
第五章 費用（第四十八条）	第五章 費用（第四十九条～第五十条の三）

第一条の五 法第六条の二第十項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下「この条において「障害児」という。）又はその保護者に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村（特別区を含む。以下同じ。）、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。

第一条の五の三 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めたときに、当該児童につき、第一条の五の五に定める施設において必要な保護を行う事業を

第一条の五 法第六条の二第十項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体に障害のある児童若しくは知的障害のある児童（以下「この条において「障害児」という。）又はその保護者に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに指導、障害児又は保護者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支援事業を行う者、児童福祉施設等との連絡及び調整その他の障害児又は保護者に必要な援助とする。

第一条の五の三 短期入所生活援助事業とは、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつた場合において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適當と認めたときに、当該児童につき、第一条の五の五に定める施設において必要な保護を行う事業を

いう。

(2) (略)

保護を行う事業をいう。

(2) (略)

第二十一条の十九 法第二十一条の二十七に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 保護者（出産後おおむね一年以内の女子に限る。）の疾病その他の理由により屋間家庭において養育を受けることに支障を生じた乳児につき、その家庭において保育、家事並びに養育等に関する相談及び助言を行う事業（必要な職員を置く等により行うものに限る。次号、第三号及び第八号において同じ。）
- 二 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となつた児童につき、その家庭において保育を行う事業
- 三 児童であつて、その保護者がその養育上の不安等に関する援助を受ける必要があるものにつき、その家庭その他の場所において保育、養育等に関する相談及び助言その他必要な援助を行う事業
- 四 次に掲げる児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭若しくは保育士、看護師その他の者の居宅又は保育所その他の施設、病院若しくは診療所（口に掲げる児童にあつては、病院又は診療所）において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業
- イ 疾病にかかつてゐるおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）
 - ロ 疾病にかかつてゐるおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものを除く。）
- 五 おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理

由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者（当該児童の三親等内の親族であるものを除く。）の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（少數の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けた該保育を行う者が行うものに限る。）

六 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となつた乳児又は幼児につき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業（市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。次号において同じ。）

七 おおむね三歳未満の児童であつて、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業

八 保護者であつてその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。）との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

九 おおむね三歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、当該児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、

必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業

十 保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の

養育の支援に係る活動を行う民間団体の支援その他の必要な援助を行ふ事業

第二十一条の二十一 法第二十一条の三十二第一項において準用する法第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三十三号の三様式によるものとする。

第二十一条の二十一 法第二十一条の三十三の規定による届出は、次に掲げる事項（当該届出をした事項に変更があったときは、当該変更に係る事項とし、事業を廃止し、若しくは休止し、又は当該届出に係る事業を再開したときは、その旨とする。）を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

一 事業の種類及び内容

二 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

三 その他市町村長が必要と認める事項

第三十七条（略）

②・③（略）

④ 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

⑤・⑥（略）

第三十七条（略）

②・③（略）

④ 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

⑤・⑥（略）

第四十条から第四十七条まで 削除

第五章 費用

第四十八条 削除

第六章 雜則

第四章 雜則

第四十条 法第五十六条の八第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 前年度（法第五十六条の八第二項及び第五項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度）の四月一日において、保育の実施の申込みを行つた保護者の当該申込みに係る児童であつて保育の実施が行われていないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が五十人以上あること。

イ 第二十二条の十九第五号に掲げる事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童

ロ 保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所する「」ができる児童

二 当該年度の四月一日において、当該年度前に定められた法第五十六条の八第二項の市町村保育計画の計画期間が終了していないこと。

て支援事業は、第二十一条の十九第五号に掲げる事業とする。

第四十二条 法第五十六条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 前年度（法第五十六条の九第二項及び第六項の規定を適用する場合にあつては、前年度又は当該年度）の四月一日において、当該都道府県の区域内に第四十条第一号に掲げる要件に該当する市町村となるべき市町村があること。

二 当該年度の四月一日において、当該年度前に定められた法第五十六条の九第二項の都道府県保育計画の計画期間が終了していないこと。

第四十三条 法第五十六条の九第一項に規定する主務省令で定める子育て支援事業は、第二十一条の十九第五号に掲げる事業とする。

第四十四条から第四十八条まで 削除

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〇七 （略）

第四十九条の八 法第五十九条の七第一項及び令第四十七条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〇七 （略）

第十三号の三様式 （略）

児童福祉法第21条の27、第56条の8第1項及び第56条の9第1項に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令について（案）

1 内容

（1）児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業のうち文部科学大臣の所管するもの

児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業のうち文部科学大臣の所管するものは、次のとおりとすること。

- ① 幼稚園預かり保育
- ② 幼稚園における相談・情報提供事業

（注1）児童福祉法第21条の27に規定する子育て支援事業は、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、上記のほか、児童福祉法施行規則により、次の事業に相当するものを位置付けることとする。

- ① 乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー、訪問型一時保育、病後児保育）
- ② 家庭訪問支援事業
- ③ 家庭的保育事業（保育ママ）
- ④ 一時保育事業
- ⑤ 特定保育事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ つどいの広場事業
- ⑧ 地域子育て支援センター事業

（2）保育計画作成の対象となる子育て支援事業

保育計画を作成する市町村及び都道府県は、保育所保育のほか、家庭的保育事業（保育ママ）（注2）、幼稚園預かり保育、自治体単独施策から必要な供給計画を作成することとすること。

（注2）家庭的保育事業（保育ママ）については、児童福祉法施行規則により、保育計画作成の対象に位置付けることとする。

2 公布日

平成15年8月22日

3 施行日

平成17年4月1日